

## 田原市定住・移住促進奨励金交付要綱

### （趣旨）

第1条 この要綱は、「デジタル田園都市国家構想田原市総合戦略」に基づき、市の人口増加と活力あるまちづくりを推進するため、市内において新築住宅を取得する若者や子育て世代等に対し、田原市定住・移住促進奨励金（以下「奨励金」という。）を予算の範囲内において交付することについて、田原市補助金交付要綱に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### （用語の定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 定住 市の住民基本台帳に記録され、かつ、当該住所地に生活の本拠があることをいう。
- (2) 新築住宅 専ら居住の用に供するために建設された戸建て住宅又は併用住宅であって、建設工事の完了の日から1年以内にその使用に供されたものをいう。（建売住宅は、1年以内に限らず未入居のもの）
- (3) 取得 自らの居住の用に供するために、市内において新築住宅を建設し、又は購入し、当該新築住宅について所有権の登記を行うことをいう。
- (4) 居住用面積 玄関、居室、台所、浴室、トイレその他の専ら居住の用に供する部分の面積をいう。
- (5) 市内建設業者 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第2項に規定する建設業を営む者で、法人にあつては本店又は支店を、個人にあつては主たる事業所を市内に有するものをいう。

(交付対象住宅)

第3条 奨励金の交付の対象となる新築住宅（以下「交付対象住宅」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に規定する確認済証及び第7条第4項に規定する検査済証の交付を受けていること。
- (2) 居住用面積が70平方メートル以上であること。
- (3) 取得価格が500万円以上であること。

(交付対象者)

第4条 奨励金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、令和7年4月1日から令和9年3月31日までの間に、市内において交付対象住宅を取得する個人であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 本人又はその配偶者が第9条の規定による奨励金の交付申請時（以下「交付申請時」という。）に45歳以下であること。
- (2) 交付申請時において定住していること。
- (3) 交付対象住宅に5年以上継続して定住すること。
- (4) 交付対象住宅の所有権を2分の1以上有すること。
- (5) 交付申請時において、世帯全員に市税の滞納がないこと。
- (6) 奨励金の交付を過去に受けていないこと。
- (7) 交付対象住宅の取得に対し、当該交付対象住宅に居住し、又は居住を予定する者が公共事業に伴う物件移転補償を受けていないこと。
- (8) 第7条第1項の規定により認定を受ける日の属する年度の末日までに、第10条第1項に規定する交付決定を受けることができる見込みがあること。

(奨励金額等)

第5条 交付すべき奨励金の額は、次の各号に掲げる交付対象者の区分に応

じ、当該各号に定める額とする。

(1) 転入前に市外の住居に1年以上居住していた者又は転居前に5年以上市内の社宅若しくは寮若しくは賃貸住宅に居住していた者 20万円

(2) 前号に掲げる者以外の者 10万円

2 奨励金の交付は、1世帯かつ交付対象住宅1戸につき、1回に限る。

(奨励金の加算)

第6条 次の各号に該当する場合は、それぞれ当該各号に定める額を前条第1項に規定する奨励金の額に加算するものとする。

(1) 赤羽根若しくは福江市街化区域、弥八島地区計画区域、光崎又は夕陽が浜に交付対象住宅を取得した場合 10万円

(2) 市内建設業者が交付対象住宅を建築した場合（市内建設業者の事業主本人又は契約締結権限を有する者が居住する住宅を建築した場合を除く。）

20万円

2 前項に規定するもののほか、交付対象者が交付対象住宅を取得した日において、義務教育終了前の子が同居する場合は、田原市商工会若しくは渥美カード事業協同組合が発行する地域商品券（以下「地域商品券」という。）の引換券又は田原カード事業協同組合及び渥美カード事業協同組合が発行するたまぼカード（以下「たまぼカード」という。）のポイントの引換券を交付する。

3 第1項第1号の規定による加算を「地区加算」と、同項第2号の規定による加算を「市内事業者建築加算」と、前項の規定に該当する場合を「子育て加算」という。

4 子育て加算の額は、交付対象者1人につき10万円に相当する額とし、その内訳は次の各号に掲げる組合せのいずれかとする。

(1) 地域商品券5万円に相当する額及びたまぼカードのポイント5万円に

相当する額

(2) たまぽカードのポイント10万円に相当する額

- 5 第2項の引換券により地域商品券に引き換え、又はたまぽカードにポイントを付与することができる期限は、それぞれの引換券の交付の日から2か月を経過した日又は翌年度の4月15日のいずれか早い日までとする。

(交付対象住宅の認定申請)

第7条 奨励金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、取得しようとする新築住宅について、あらかじめ交付対象住宅として認定を受けなければならない。

- 2 申請者は、交付対象住宅に係る建築確認の申請及び工事請負契約の締結後（建売住宅等購入の場合にあっては売買契約の締結後）、田原市定住・移住促進奨励金認定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 定住等予定者調書

(2) 申請者の住民票の写し（市外居住者のみ）

(3) 工事請負契約書の写し又は売買契約書（契約書が作成できない場合は、請求書等）の写し

(4) 建築確認済証及び建築確認申請書の写し

(5) 図面（地図、配置図、平面図、立面図等）の写し

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付対象住宅の認定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは田原市定住・移住促進奨励金認定通知書（様式第2号）により、適当と認めないときは田原市定住・移住促進奨励金不認定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

（奨励金の交付申請）

第9条 申請者は、交付対象住宅に居住を開始し、住民票の異動が完了したときは、田原市定住・移住促進奨励金交付申請書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

（1）定住等誓約書

（2）工事請負契約書又は売買契約書（契約書が作成できない場合は請求書等）の写し（第7条の規定による認定申請時から変更のあった場合に限る。）

（3）居住用面積が明らかになる図面及び計算書（第7条の規定による認定申請時から変更のあった場合に限る。）

（4）建築基準法による検査済証の写し

（5）建物の登記事項証明書の写し

（6）その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請をもって、奨励金の交付に係る実績報告とみなすものとする。

（奨励金の交付決定）

第10条 市長は、前条第1項に規定する申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、奨励金の交付の決定（以下「交付決定」という。）をし、その旨を田原市定住・移住促進奨励金交付決定通知書（様式第5号）により、適当と認めないときは、奨励金の不交付を決定し、田原市定住・移住促進奨励金不交付決定通知書（様式第6号）により、申請者に通知するものとする。

2 前項の規定による交付決定の通知をもって、交付すべき奨励金の額の確定の通知とみなすものとする。

3 市長は、申請者が子育て加算の要件に該当する場合で、交付決定を受けた

ときは、第1項の規定による交付決定の通知に併せて地域商品券引換券（様式第6号の2）及びたまぼカードのポイントの引換券を交付するものとする。

（奨励金の交付請求）

第11条 前条第1項の規定により交付決定の通知を受けた者は、奨励金（子育て加算分を除く。次項において同じ。）の交付を請求しようとするときは、田原市定住・移住促進奨励金請求書（様式第7号）により市長に請求しなければならない。

2 市長は、前項に規定する請求書を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、奨励金を交付するものとする。

（交付決定の取消し及び奨励金の返還）

第12条 市長は、交付決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、交付決定を取り消すことができる。

(1) 交付対象住宅に居住を開始した日から5年以内において、居住の本拠を他の市町村等に移すことになったとき、又は当該交付対象住宅を他人に譲渡したとき。

(2) 偽りその他不正な手段により交付決定を受けたとき。

(3) その他市長が交付決定を取り消すべき事由があると認めたとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、田原市定住・移住促進奨励金交付決定取消通知書（様式第8号）により、当該交付決定を取り消した者に通知するものとする。

（奨励金の返還）

第13条 市長は、前条第1項の規定により交付決定を取り消した場合において、既に奨励金を交付しているときは、当該奨励金相当額（子育て加算分にあつては、地域商品券及びたまぼカードのポイントに引き換えた部分に限

る。)の全部を返還させることができる。

- 2 市長は、前項の規定により奨励金を返還させようとするときは、田原市定住・移住促進奨励金返還通知書（様式第9号）により、当該奨励金を返還すべき者に通知するものとする。
- 3 前項の規定による通知を受けた者は、市長が定める期日までに奨励金を返還しなければならない。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

（失効）

- 2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第12条及び第13条の規定に基づく奨励金の返還等の手続については、この要綱の失効後も効力を有する。

附 則

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。ただし、附則の改正規定は、平成30年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。ただし、附則の改正規定は、平成31年3月31日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和２年４月１日から施行する。ただし、附則第２項の改正規定は、令和２年３月２３日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の田原市定住・移住促進奨励金交付要綱の規定は、令和２年度以後に申請される田原市定住・移住促進奨励金について適用し、令和元年度までに申請される田原市定住・移住促進奨励金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和２年１月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。ただし、附則第２項の改定規定は、令和３年３月３１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。ただし、附則第２項の改定規定は、令和４年３月３１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。ただし、附則第２項の改定規定は、令和５年３月３１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。ただし、附則第２項の改定規定は、令和６年３月３１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。ただし、附則第２項の改定規定は、令和７年３月３１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 2 項の改定規定は、令和 8 年 3 月 3 1 日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、令和 8 年 9 月 1 日から施行する。

様式第 1 号（第 7 条関係）

田原市定住・移住促進奨励金認定申請書

年 月 日

田 原 市 長 殿

申請者 住 所  
ふりがな  
氏 名  
電話番号（ ） —

田原市定住・移住促進奨励金について交付対象住宅の認定を受けたいので、田原市定住・移住促進奨励金交付要綱第 7 条第 2 項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

|                 |                                                                                                                                                      |                                                                                                                                                       |                |                     |                |
|-----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|---------------------|----------------|
| 1<br>交付対象住宅の概要  | 所在地                                                                                                                                                  | 田原市                                                                                                                                                   |                |                     |                |
|                 | 用途                                                                                                                                                   | <input type="checkbox"/> 一戸建て住宅 <input type="checkbox"/> 併用住宅( <input type="checkbox"/> 店舗 <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> その他) |                |                     |                |
|                 | 取得方法                                                                                                                                                 | <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 購入 <input type="checkbox"/> その他( )                                                               |                |                     |                |
|                 | 居住用面積等<br>(床面積)                                                                                                                                      | 階                                                                                                                                                     | 住宅部分           | 住宅以外の部分             | 合計             |
|                 |                                                                                                                                                      | 2 階                                                                                                                                                   | m <sup>2</sup> | m <sup>2</sup>      | m <sup>2</sup> |
|                 |                                                                                                                                                      | 1 階                                                                                                                                                   | m <sup>2</sup> | m <sup>2</sup>      | m <sup>2</sup> |
|                 |                                                                                                                                                      | 合計                                                                                                                                                    | m <sup>2</sup> | m <sup>2</sup>      | m <sup>2</sup> |
|                 | 建築確認年月<br>日 (工事届)                                                                                                                                    | 年 月 日                                                                                                                                                 |                | 工事(売買)完了<br>(予定)年月日 | 年 月 日          |
| 工事施工者<br>(販売業者) | 住所                                                                                                                                                   |                                                                                                                                                       |                |                     |                |
|                 | 氏名                                                                                                                                                   |                                                                                                                                                       | 連絡先            |                     |                |
| 2<br>添付書類       | (1) 定住等予定者調書（別紙 1）<br>(2) 申請者の住民票の写し（市外居住者のみ）<br>(3) 工事請負契約書又は売買契約書の写し<br>(4) 建築確認済証及び建築確認申請書の写し<br>(5) 図面（地図、配置図、平面図、立面図等）の写し<br>(6) その他市長が必要と認める書類 |                                                                                                                                                       |                |                     |                |

|          |                               |                                                                           |
|----------|-------------------------------|---------------------------------------------------------------------------|
| 3<br>その他 | 申請者区分<br>(見込み)<br>※該当するものにレ点  | <input type="checkbox"/> 田原市以外の住居に転入前1年以上居住(20万円)                         |
|          |                               | <input type="checkbox"/> 田原市内の社宅・寮、賃貸住宅に5年以上居住(20万円)                      |
|          |                               | <input type="checkbox"/> 上記以外(10万円)                                       |
|          | 加算等<br>(見込み)<br>※該当するものすべてにレ点 | <input type="checkbox"/> 子育て加算(商品券等(10万円)による交付)<br>…義務教育終了前の子が同居する世帯      |
|          |                               | <input type="checkbox"/> 地区加算(10万円)<br>…赤羽根・福江市街化区域、弥八島地区計画区域、<br>光崎、夕陽が浜 |
|          |                               | <input type="checkbox"/> 市内事業者建築加算(20万円)<br>…市内建設業者が建築                    |
|          | 確認事項<br>※該当することを確認後レ点         | <input type="checkbox"/> 対象住宅の取得に対し、公共事業に伴う物件移転補償を受けていない。                 |

(別紙 1)

定住等予定者調書

1 交付申請時において交付対象住宅に居住予定の者

| 氏名 | 続柄  | 性別 | 生年月日 | 現住所 |
|----|-----|----|------|-----|
|    | 申請者 |    |      |     |
|    |     |    |      |     |
|    |     |    |      |     |
|    |     |    |      |     |
|    |     |    |      |     |
|    |     |    |      |     |
|    |     |    |      |     |
|    |     |    |      |     |

(同意する場合には、□にレ点を記す。)

- ☐ 当該申請の審査のため、田原市が住民基本台帳、納税状況に関する資料及びその他公簿等の調査を行うことについて同意します。

田 原 市 長 殿

年 月 日

氏名

様式第2号（第8条関係）

田原市定住・移住促進奨励金認定通知書

第 号  
年 月 日

様

田原市長

年 月 日付けで申請のあった田原市定住・移住促進奨励金の交付対象住宅については、下記のとおり認定したので田原市定住・移住促進奨励金交付要綱第8条の規定により通知します。

記

- 1 奨励金見込額 金 円  
うち 現金交付見込額 金 円  
地域商品券等交付見込相当額 金 円
- 2 申請者の区分 ☐ 田原市外の住居に1年以上居住  
☐ 田原市内の社宅・寮、賃貸住宅に5年以上居住  
☐ 上記以外
- 3 加算等の見込 ☐ 子育て加算  
☐ 地区加算  
☐ 市内事業者建築加算

4 認定した交付対象住宅の概要

年 月 日付けの田原市定住・移住促進奨励金認定申請書のとおり。

（注意事項）

- (1) この通知は、本奨励金の対象となる住宅であることを認定するものであり、奨励金の交付を決定したものではありません。奨励金の交付については、交付申請を経て決定されます。
- (2) この通知は、奨励金交付申請のときに必要となりますので、大切に保管してください。
- (3) 交付申請は建築完了後速やかに行ってください。
- (4) 「子育て加算」は、地域商品券の引換券又はたまぼポイントカード引換券を交付します。

様式第 3 号（第 8 条関係）

田原市定住・移住促進奨励金不認定通知書

第 号  
年 月 日

様

田原市長 印

年 月 日付けで申請のあった田原市定住・移住促進奨励金の交付対象住宅について、審査の結果、下記の理由により適当でないと認めたので田原市定住・移住促進奨励金交付要綱第 8 条の規定により通知します。

記

理 由：

様式第 4 号（第 9 条関係）

田原市定住・移住促進奨励金交付申請書

年 月 日

田 原 市 長 殿

申請者 住 所  
ふりがな  
氏 名  
電話番号（ ） —

田原市定住・移住促進奨励金交付要綱第 9 条第 1 項の規定により田原市定住・移住促進奨励金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 申請金額 金 円

| 区分（該当するものにレ点を記す。）               | 金額     | 該当欄                      |
|---------------------------------|--------|--------------------------|
| 田原市外の住居に転入前 1 年以上居住していた者        | 2 0 万円 | <input type="checkbox"/> |
| 田原市内の社宅・寮、賃貸住宅に転居前 5 年以上居住していた者 |        | <input type="checkbox"/> |
| 上記に該当しない者                       | 1 0 万円 | <input type="checkbox"/> |

2 加算区分

| 区分（該当するものすべてにレ点を記す。）                                                                                                                             | 金額     | 該当欄                      |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|--------------------------|
| 子育て加算（地域商品券の引換券交付）                                                                                                                               |        |                          |
| 義務教育終了前の子が同居する世帯                                                                                                                                 | 1 0 万円 | <input type="checkbox"/> |
| <input type="checkbox"/> 地域商品券 5 万円相当分・たまぼカードポイント 5 万円相当分<br>（商品券発行者の選択： 田原市商工会 ・ 渥美カード事業協同組合 ）<br><input type="checkbox"/> たまぼカードポイント 1 0 万円相当分 |        |                          |
| 地区加算                                                                                                                                             |        |                          |
| 赤羽根・福江市街化区域、弥八島地区計画区域、光崎、夕陽が浜                                                                                                                    | 1 0 万円 | <input type="checkbox"/> |
| 市内事業者建築加算                                                                                                                                        |        |                          |
| 市内建設業者が建築                                                                                                                                        | 2 0 万円 | <input type="checkbox"/> |

3 交付対象住宅の取得年月日 年 月 日

4 居住を開始した日（住民異動日等） 年 月 日

※定住等誓約書（別紙 3）その他必要な書類を添付すること。

(別紙 3)

定住等誓約書  
(同意する場合には、□にレ点を記す。)

- ☐ 田原市定住・移住促進奨励金交付要綱第 4 条の規定に従い、居住を開始した日から 5 年以上対象住宅に定住することに同意します。
  
- ☐ 田原市定住・移住促進奨励金交付要綱第 1 2 条の規定に該当したときは、同要綱第 1 3 条の規定に基づく返還命令に従います。
  
- ☐ 本奨励金について暴力団を利用することに利用しないことを確約します。また、当該申請について必要な場合には、田原市が申請者の個人情報を受知県警察本部に照会することを承諾します。
  
- ☐ 申請内容に疑義が生じ、田原市が調査することになった場合は、それに同意し、協力し、指示に従います。

田 原 市 長 殿

年    月    日

氏名

※添付書類

- (1) 工事請負契約書又は売買契約書の写し（第 7 条の規定による認定申請時から変更のあった場合に限る。）
- (2) 居住用面積が明らかになる図面及び計算書（第 7 条の規定による認定申請時から変更のあった場合に限る。）
- (3) 建築基準法による検査済証の写し
- (4) 建物の登記事項証明書の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

様式第 5 号（第 1 0 条関係）

田原市定住・移住促進奨励金交付決定通知書

第 号  
年 月 日

様

田原市長

年 月 日付けで申請のあった田原市定住・移住促進奨励金については、  
下記のとおり交付決定したので田原市定住・移住促進奨励金交付要綱第 1 0 条第 1 項  
の規定により通知します。

記

1 交付対象住宅の取得に要する経費及び奨励金交付決定額

|                 |   |   |
|-----------------|---|---|
| 取得に要する経費        | 金 | 円 |
| 奨励金の交付決定額       | 金 | 円 |
| うち 現金交付額        | 金 | 円 |
| 地域商品券交付相当額      | 金 | 円 |
| （地域商品券発行者：      |   |   |
| たまぼカードポイント交付相当額 | 金 | 円 |

- 2 申請者の区分
- ☐ 田原市外の住居に転入前 1 年以上居住
  - ☐ 田原市内の社宅・寮、賃貸住宅に転居前 5 年以上居住
  - ☐ 上記以外

- 3 加算等の区分
- ☐ 子育て加算（地域商品券又はたまぼカードポイントの引換券による交付）
  - ☐ 地区加算
  - ☐ 市内事業者建築加算

様式第 6 号（第 1 0 条関係）

田原市定住・移住促進奨励金不交付決定通知書

第 号  
年 月 日

様

田原市長 印

年 月 日付けで申請のあった田原市定住・移住促進奨励金については、  
審査の結果、下記の理由により適当でないと認めたので、田原市定住・移住促進奨励  
金交付要綱第 1 0 条第 1 項の規定により通知します。

記

理 由：

地域商品券引換券  
(田原市定住・移住促進奨励金)

第 年 月 日 号

様

田原市長

あなたが、交付決定された田原市定住・移住促進奨励金のうち、子育て加算分について、指定された商品券発行者に本引換券を提出することにより、地域商品券を受け取ることができます。

記

- 1 引換できるもの 地域商品券 5 0 , 0 0 0 円分  
発行者名
- 2 引 換 期 限 原則として発行日から 2 か月  
( 2 月 1 6 日以降発行分は 4 月 1 5 日 )
- 3 引換できる場所 ☐ 田原市商工会の地域商品券は、田原市商工会  
( 田原市赤石二丁目 1 6 番地 2 TEL0531-22-6666 )  
☐ 渥美カード事業協同組合の地域商品券は、渥美カード事業協同組合 ( 渥美商工会内 )  
( 田原市古田町宮ノ前 3 2 番地 6 TEL0531-33-0441 )

- 4 注意事項
- ( 1 ) 地域商品券の受取には、交付決定通知書と身分証明書 ( 免許証等 : 顔写真のあるもの ) による本人確認が必要となりますので、関係書類を御持参ください。
- ( 2 ) 指定された地域商品券発行者に田原市定住・移住促進奨励金に関する個人情報  
を事前に連絡していますので御承知おきください。
- ( 3 ) この引換券は再発行されませんので、取扱いにご注意ください。

受取人欄 ( 地域商品券を引き替えられた方の署名をお願いします )

|      |                                    |
|------|------------------------------------|
| 氏 名  | ( 受給者との続柄 )                        |
| 住 所  |                                    |
| 本人確認 | 免許証 ・ マイナンバーカード ・ パスポート<br>その他 ( ) |

様式第7号（第11条関係）

田原市定住・移住促進奨励金請求書

年 月 日

田 原 市 長 殿

申請者 住 所  
氏 名  
電話番号（ ） —

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた田原市定住・移住促進奨励金について、田原市定住・移住促進奨励金交付要綱第11条第1項の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 支払請求金額 金 円  
※交付決定額のうち現金交付分

2 振込先

|                                 |           |                |
|---------------------------------|-----------|----------------|
| 振<br>込<br>先<br>金<br>融<br>機<br>関 | 金融機関名称    |                |
|                                 | 本 支 店 名   |                |
|                                 | 口 座 の 種 別 | 普通 ・ 当座 （該当に○） |
|                                 | 口 座 番 号   |                |
|                                 | フ リ ガ ナ   |                |
|                                 | 口 座 名 義 人 |                |

様式第 8 号（第 1 2 条関係）

田原市定住・移住促進奨励金交付決定取消通知書

第 号  
年 月 日

様

田原市長 印

年 月 日付け 第 号で交付決定をした田原市定住・移住促進奨励金について、下記のとおり交付決定を取り消したので、田原市定住・移住促進奨励金交付要綱第 1 2 条第 2 項の規定により通知します。

記

- |   |           |                 |   |   |   |
|---|-----------|-----------------|---|---|---|
| 1 | 奨励金交付決定額  | 金               | 円 |   |   |
|   | うち        | 現金交付額           | 金 | 円 |   |
|   |           | 地域商品券交付相当額      | 金 | 円 |   |
|   |           | たまぼカードポイント交付相当額 | 金 |   | 円 |
| 2 | 取消額       | 金               | 円 |   |   |
|   | うち        | 現金交付額           | 金 | 円 |   |
|   |           | 地域商品券交付相当額      | 金 | 円 |   |
|   |           | たまぼカードポイント交付相当額 | 金 |   | 円 |
| 3 | 取消後の交付決定額 | 金               | 円 |   |   |
|   | うち        | 現金交付額           | 金 | 円 |   |
|   |           | 地域商品券交付相当額      | 金 | 円 |   |
|   |           | たまぼカードポイント交付相当額 | 金 |   | 円 |
| 4 | 取消しの理由    |                 |   |   |   |

様式第9号（第13条関係）

田原市定住・移住促進奨励金返還通知書

第 号  
年 月 日

様

田原市長

年 月 日付け 第 号により既に交付した田原市定住・移住促進奨励金について、田原市定住・移住促進奨励金交付要綱第13条第2項の規定により、下記のとおり返還するよう通知します。

記

- |   |         |                 |   |     |   |
|---|---------|-----------------|---|-----|---|
| 1 | 交付決定額   | 金               | 円 |     |   |
|   | うち      | 現金交付額           | 金 | 円   |   |
|   |         | 地域商品券交付相当額      | 金 | 円   |   |
|   |         | たまぼカードポイント交付相当額 | 金 |     | 円 |
| 2 | 交付済額    | 金               | 円 |     |   |
|   | うち      | 現金交付額           | 金 | 円   |   |
|   |         | 地域商品券交付相当額      | 金 | 円   |   |
|   |         | たまぼカードポイント交付相当額 | 金 |     | 円 |
| 3 | 返還すべき金額 | 金               | 円 |     |   |
|   | うち      | 現金交付額           | 金 | 円   |   |
|   |         | 地域商品券交付相当額      | 金 | 円   |   |
|   |         | たまぼカードポイント交付相当額 | 金 |     | 円 |
| 4 | 返還期限    | 年               | 月 | 日まで |   |
| 5 | 返還方法    |                 |   |     |   |
| 6 | 返還理由    |                 |   |     |   |